

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

1 地域福祉計画とは

地域福祉とは、すべての人が個人としての尊厳をもって、住み慣れた家庭や地域の中で、その人らしく自立し、安心して暮らし続けることができるよう、地域住民、行政、福祉事業関係者などが協働し、地域の生活課題の解決や安心して暮らせる地域社会を持続させていく取組です。

この地域福祉の推進においては、地域の生活課題や現状を明らかにし、地域社会を構成する地域住民、行政、市民活動団体、関係機関、福祉事業関係者などが連携・協働し、生活課題を解決するための仕組や取組を計画的に推進する必要があり、そのための行政計画が「地域福祉計画」です。

2 計画策定の背景と趣旨

近年、わが国では、少子高齢化や核家族化の進展などにより、家族や地域の支え合いの機能が弱まるとともに、個人の価値観の多様化、ライフスタイルの変化、プライバシーへの配慮の高まりなどから、身近な地域における社会的なつながりが希薄化しています。また、子育てや介護におけるストレス、不安定な経済情勢による社会不安が増幅され、虐待や自殺、ひきこもりなどの社会問題が深刻化しています。

このような社会情勢の中、公的な福祉サービスだけでは対応できない制度の狭間にある生活課題や、従来の公的な福祉サービスでは総合的に十分な対応ができない複合的な課題が顕在化してきました。

これらの生活課題を解決し、年齢や障がいの有無に関わらず、子どもから高齢者までのすべての人が安心して地域で暮らし続けるためには、公的な福祉サービスを充実するとともに、制度の狭間を埋める取組や、地域における支え合いを再構築する取組が必要です。これらの取組の推進においては、従来の公的な福祉サービスだけでは解決が困難であることから、高齢者・障がいのある人・子どもなどの当事者、地域住民、行政、市民活動団体、宝塚市社会福祉協議会などの関係機関や福祉事業関係者が連携・協働する必要があります。

平成 12 年（2000 年）、社会福祉事業法が改正され、新たに制定された社会福祉法において、「地域福祉の推進」が明確に位置づけられるとともに、市町村地域福祉計画の策定が示されたことから、本市は、平成 16 年（2004 年）3 月に『宝塚市地域福祉計画』（以下「第 1 期計画」という。）を策定しました。

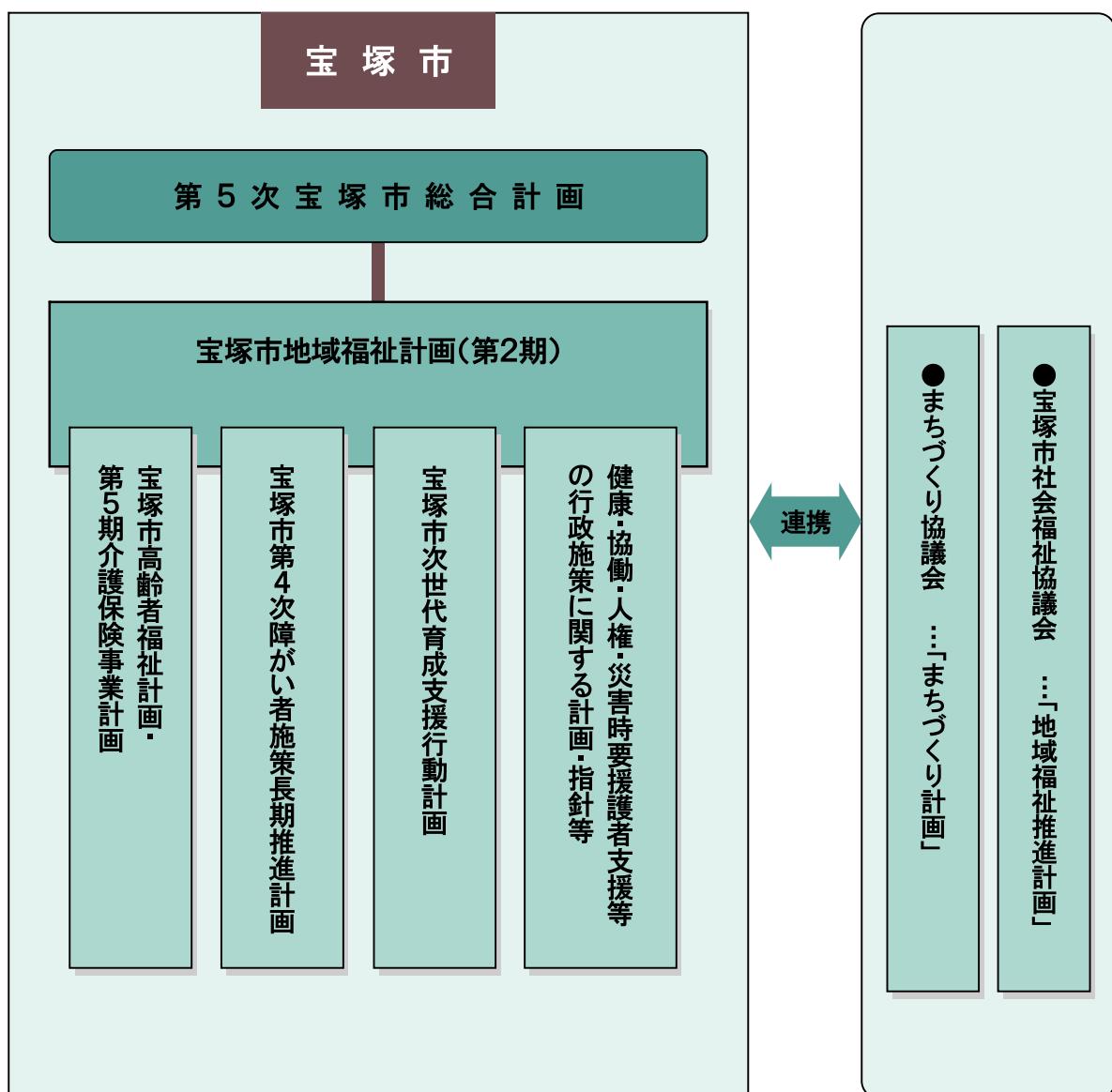
この第 1 期計画においては、すべての人が個人としての尊厳をもって、住み慣れた家庭や地域の中で、その人らしく自立した安心のある生活が送れるよう、地域住民、行政、福祉事業関係者などが協働し、地域福祉の推進に取り組んできましたが、今日の社会情勢や社会福祉制度を踏まえ、新たに『宝塚市地域福祉計画（第 2 期）』（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

3 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画として策定します。

また、本計画は、『第5次宝塚市総合計画』を上位計画とし、『宝塚市高齢者福祉計画・宝塚市第5期介護保険事業計画』、『宝塚市第4次障がい者施策長期推進計画』、『宝塚市次世代育成支援行動計画』などの分野別計画との調和を図るもので、これらの計画における地域福祉に関する理念や取組の方向性を示すものとします。

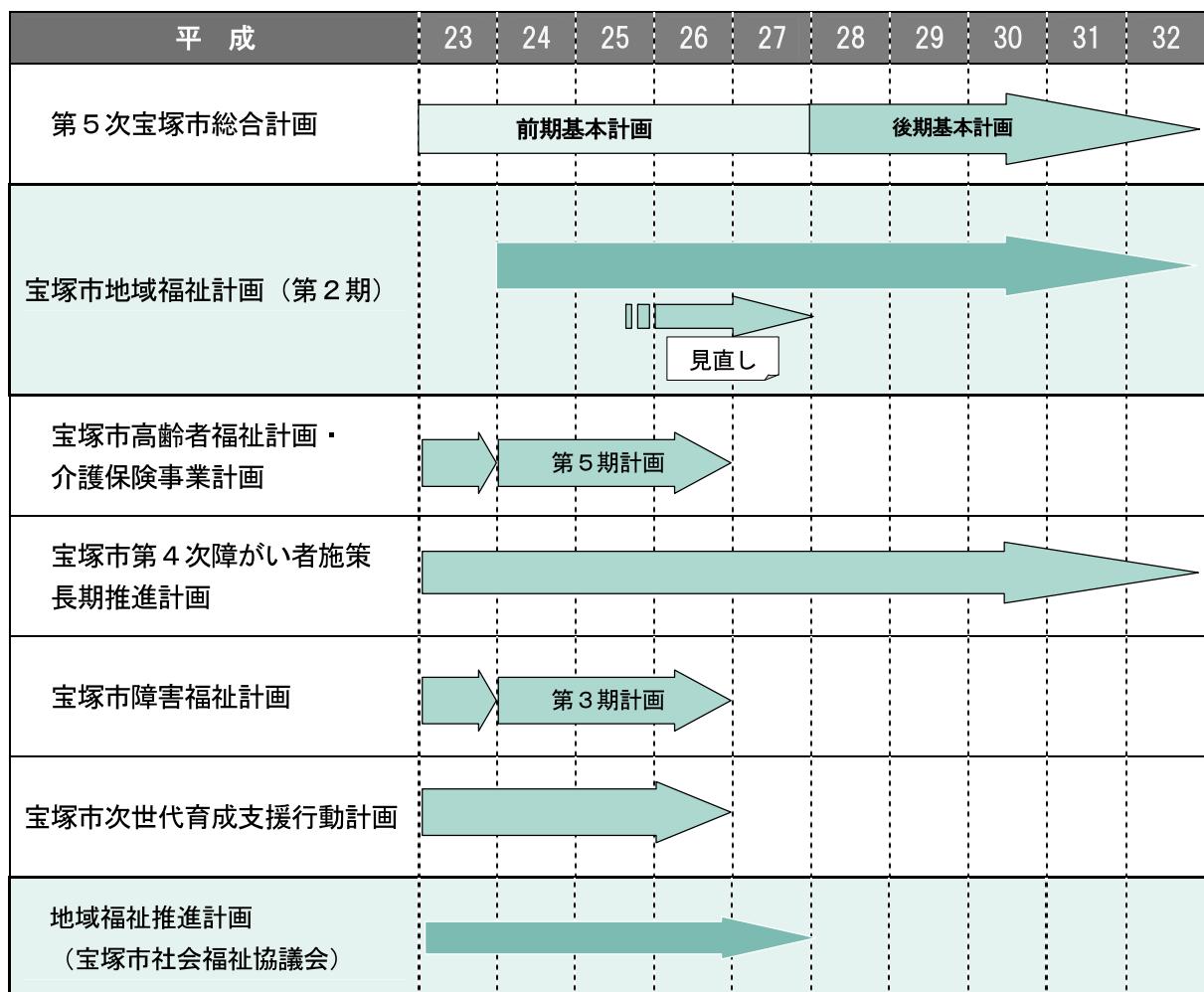
併せて、本計画の推進にあたっては、車の両輪の関係にある宝塚市社会福祉協議会の『地域福祉推進計画』と、まちづくり協議会の『まちづくり計画』との連携を図り、地域住民、行政、市民活動団体、関係機関、福祉関係事業者などの連携・協働による地域福祉を推進することとします。



4 計画の期間

本計画は、『第5次宝塚市総合計画』との整合性を図るため、計画の期間を平成24年度（2012年度）から平成32年度（2020年度）までの9年間とします。

なお、計画期間内であっても、平成27年度（2015年度）に、『第5次宝塚市総合計画』の前期計画が満了し、宝塚市社会福祉協議会の『地域福祉推進計画』の計画期間が満了することから、これらの計画との整合を図るため、本計画の見直しを行います。また、『宝塚市高齢者福祉計画』などの関連する分野別計画の見直しに併せて、本計画の見直しを行います。



5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、『第5次宝塚市総合計画』や本市の分野別計画の策定時に実施した市民意識調査を活用するほか、宝塚市社会福祉協議会が『地域福祉推進計画』の策定時に実施したアンケート調査や、第1期計画における市の取組状況などから、地域福祉の現状や課題を把握しました。

次に、府内関係部署による「宝塚市地域福祉計画策定検討会」で、本計画の原案をまとめ、「宝塚市社会福祉審議会」及び同審議会小委員会で、原案の内容の検討・審議を行い、パブリックコメント¹により本計画の素案に対する市民の意見を聞くという手続を経て、本計画を策定しました。

(1) 市民アンケート等に基づく地域福祉に係る現状・課題の整理

『第5次宝塚市総合計画』、『宝塚市高齢者福祉計画・第5期宝塚市介護保険事業計画』、『宝塚市第4次障がい者施策長期推進計画』及び『宝塚市次世代育成支援行動計画』における市民アンケートの結果から、本市の地域福祉に係る現状や課題を整理しました。

また、福祉関係者などが意見交換を行う場である「福祉のラウンドテーブル」におけるヒアリング、ボランティア関係者へのアンケート結果や、宝塚市社会福祉協議会が『地域福祉推進計画』の策定時に、民生児童委員、自治会、まちづくり協議会、当事者団体（セルフヘルプグループ）、事業者団体（福祉施設）に対して実施したヒアリングやアンケートの結果からも、本市の地域福祉に係る現状や課題を整理しました。

(2) 宝塚市地域福祉計画策定検討会の開催

本市の地域福祉を総合的に推進するため、地域福祉に関する府内関係部署で構成する府内検討会を組織し、各部署が所管する分野別計画との調和を図りながら、本計画の原案を作成しました。

(3) 宝塚市社会福祉審議会及び小委員会の開催

宝塚市社会福祉審議会は、高齢者福祉、障がい者福祉などの社会福祉に関する事項を審議するために設置された市の附属機関であり、知識経験者や関係団体の代表、公募の市民等で構成されます。また、本計画に関し専門的・集中的に検討するため、審議会の中に、審議会の委員、地域福祉の関係者、ボランティアの代表などで構成する小委員会を設置しました。

これらの審議会で、府内検討会で作成した原案について、専門的かつ多様な観点から検討・審議を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画を策定するにあたり、市ホームページ等で本計画の素案を公表し、広く市民の意見を募りました。

¹ パブリックコメントとは、基本的な事項を定める計画や条例などを制定する前に、市民に計画案や条例案を示し、意見などを募集する制度をいう。